

グループホームかがやき重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護
 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・事業所名 グループホームかがやき
- ・事業者 医療法人社団永楽会
- ・所在地 呉市中央2丁目6番20号
- ・代表者氏名 理事長 前田正博
- ・開設年月日 平成15年8月1日
- ・連絡先 【電話番号】0823-25-2110 【FAX 番号】0823-25-2160
- ・管理者氏名 富山 みさこ
- ・介護保険事業所番号 3470501481

(2) 目的と方針

グループホームかがやきは、要支援2または要介護（1～5）の者で身の自立ができているが、認知症の為に家庭での介護が困難な状態の方々に対し、少人数での共同生活住居の家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。

(3) 当ホームの職員体制

- ・管理者 1名（兼務）
- ・計画作成担当者 1名（兼務）
- ・看護師 1名（兼務）
- ・介護職員 7名以上

- (4) 利用定員 9名

2. サービス内容

サービス名	概要
状態観察	普段と変わった様子がないか観察し、適宜対応します。(観察の継続及び必要があれば医療機関へ報告、相談、受診の援助)
食事	食事は利用者個々の身体状況や嗜好を考慮し、家庭のように食堂で楽しく共に食し、できる範囲内で利用者と共に支度や後片付け等を行います。 アレルギー等、食事に配慮が必要な場合は事前にご相談ください。 (朝) 7:00~8:00、(昼) 12:00~13:00、(夕) 17:00~18:00
排泄	利用者個々の状態、体調に合わせて適切な排泄行動の声掛け、誘導及び介助を行います。
入浴	利用者個々の状態、体調に合わせて週 2 回、家庭と同様の浴室で、入浴またはシャワー浴ができるよう、適切な介助を行います。 利用者の心身の状態によっては、清拭となる場合があります。
掃除・洗濯	当ホーム内の清掃は職員と共に行います。 各居室の清掃は利用者個々の状態に合わせて、必要な部分をお手伝いし、清潔に心がけます。 洗濯は利用者個々の状態に応じて職員と共に行い、衣類の清潔および管理を行います。
持ち物	持ち物は個別に必要な衣類・タオル類、衛生消耗品の他、生活に必要と思われる馴染みの物を持ち込み、過ごしやすい御自分の居室空間を作ってください。また居室内に家具類はありません。必要と思われる家具類はお持ち込みください。
生活	習慣、趣味、嗜好を考慮し、利用者個々の状態、体調に合わせた介護を行います。 グループホームの生活の流れは利用者の皆様が作っていくものであり、職員はそのお手伝いをさせていただきます。 可能な家事、時には楽しい行事やレクリエーションを取り入れ、変化をつけながらも穏やかな日々が過ごせるよう心がけます。

3. 当ホーム利用にあたっての留意事項

(1) 日中の過ごし方

- ・御用のある時は、お気軽に職員に声をおかけください。
- ・体調を考慮しながら、日中は他の利用者及び職員と過ごすよう、配慮いたします。

(2) 外出および外泊

- ・外出および外泊は、利用者のストレス解消や家族・社会との交流の為に積極的に行っていただいても結構ですが、届出が必要となります。職員にご相談いただき、お早めの届出をお願いいたします。

(3) 面会及び宿泊

- ・面会時間は 10 時から 19 時です。面会者記録の記入にご協力ください。
- ・来訪者の宿泊は、利用者の為にそれが適当、かつ他の利用者に影響が及ばない場合にお受けできますが、届出及び許可が必要となります。職員にご相談いただき、お早めの届出をお願いいたします。
- ・また、宿泊者への食事等のサービスはございませんのでご了承ください。

(4) 喫煙

- ・敷地内禁煙ですので、当ホーム内に喫煙スペースは設けておりません。

(5) 設備・備品の利用

- ・居室及び共用施設、施設内にある設備・備品をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に施設もしくは物品を破損された場合、修理代金として実費請求させていただく場合があります。
- ・電話は各居室に設置可能で、使用された場合の料金は実費となります。ご利用希望の場合はお申し出ください。
- ・公衆電話をご利用の場合は1階外来にございます。

(6) 所持品・備品・飲食物等の持ち込み

- ・原則、生活に必要な物品に限らせて頂きます。
- ・入居時には持ち物の確認を行います。持ち物には必ず記名してください。万一、紛失された場合は、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・携帯電話の所持は可能ですが、節度あるご利用をお願いいたします。また個人での管理が困難な場合はご相談させていただき、ご遠慮頂く場合がございます。
- ・飲食物の持ち込みは、原則、食中毒予防の為ご配慮いただき、持ち込まれる場合には必ず職員にお申し出いただくようお願いいたします。管理上、処分させていただく場合もある事をご了承ください。

(7) 金銭・貴重品の管理

- ・原則、貴重品はお持ちにならないでください。自室での管理で紛失された場合は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ただし、利用者の安心の為、お小遣い程度の現金については考慮いたしますので、ご相談ください。
- ・また、利用者の社会生活上の便宜の為、現金をお預かりする事も出来ます。ご希望の場合はお申し出頂き、金額はその都度、双方の話し合いの下決定します。

(8) 禁止事項

- ・当ホームでは、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ホーム内の秩序、風紀を乱す行為や安全衛生を害する悪質な行為は禁止します。このような行為があった場合、退所を含めた処置を講じる事もあります。

4. 利用料金

利用料（要介護度及び介護負担割合に応じた負担額）の他、居室使用料（家賃）・食費・光熱水費が必要となります。その他、医療費・理美容代・おむつ類代・嗜好品購入費等については実費負担となります。また特別行事の参加費や食費、製作活動の材料費等は、別途実費負担となります。

※詳細は別紙「利用料説明書」にあります。

【支払方法】

利用料金の支払日は毎月 12 日です。（12 日が日曜・祝日となる場合は翌日となります。）前月料金の合計額の請求書を 2 階会計事務所に発行しますので、現金で 2 階会計事務所にしてお支払いください。（平日 9:00～18:00、木・土曜日 9:00～13:00）

5. 協力医療機関等（平素の対応及び心身の状態が重度化した場合の対応）

（1） 協力医療機関（歯科診療有り）

- ・名 称 医療法人社団永楽会 前田病院
- ・住 所 呉市中央 2 丁目 6 番 20 号

（2） 平素から前田病院と定期的な会議を開催し、利用者の病歴等の情報を共有します。

（3） 個別の定期受診のほか、利用者に身体的、精神的病状の悪化が見られた場合、当ホームから前田病院へ連絡し通院、往診、看護師の訪問や助言・指導等の適切な医療行為を提供します。また休日、夜間はその状況に応じ、前田病院で対応します。

（4） 利用者の病状について、当ホームの職員が代理人に適切にお伝えします。また、必要に応じ医師、看護師が説明いたします。

（5） 診察の結果、前田病院へ入院治療、または他の専門医への紹介受診や入院治療が必要となる場合もあります。その場合は当ホーム職員より代理人に速やかに連絡の上、対応いたします。

（6） 入院治療が必要な場合、当ホームの管理者は主治医の意見を参考にして、利用者及び代理人の要望を考慮しながら、今後の方針を協議します。

（7） 入院期間は外泊と同様の取り扱いを行うことができます。

その場合①契約期間中の居室料は利用者が不在でもいただきます。

②食費は食事をした日数分をいただきます。

③光熱水費は在日分をいただきます。

（8） 利用者の心身の状態がグループホームでのサービスの範囲を超える状態となった場合、最後の時の過ごし方を含め当ホームの管理者は、利用者、代理人、主治医と協議の上、誠意ある適切な対応を心掛けます。

（9） 主治医が前田病院以外である場合の対応については、予め利用者及び代理人の希望を確認し、適切な連絡、受診体制について協議いたします。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消防法に準じた消防設備を配置
- ・防災訓練 消防計画に基づき年 2 回実施

7. 身体拘束について

下記の状態に該当された場合に、本人または代理人に説明後、身体拘束を実施いたします。下記の状態がなくなれば、身体拘束を解除いたします。

入所生活の中でやむを得ず行う身体拘束は、介護計画（ケアプラン）に位置づけ、その計画に基づいて実施いたします。

- (1) 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的である

8. 虐待の防止

- ・利用者の人権を擁護し、虐待発生を防止するため、必要な体制の整備を行います。

9. 事故発生時の対応

- ・事故発生した際には、関係機関団体に速やかに連絡、その指示を仰ぐとともに、事故発生の原因究明や解決策を講じます。
なお、損害を賠償いたしますが、当ホームに故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- ・全国 GH 協会総合補償制度（三井住友海上火災保険（株））に加入。

10. ハラスメントの防止

- ・職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等）の内容、およびそれを行ってはならない旨、職員に周知徹底します。
- ・利用者又はそのご家族からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ、適切に対応します。

11. 苦情・相談窓口

- ・当ホームにおける苦情やご相談は、平日午前 9 時～午後 5 時まで受け付けております。
苦情を受けたら速やかにその事実を確認し、調整、原因究明や解決策を講じます。

(1) 事業所

担 当 者 管理者：富山みさこ
電話番号 (0823) 25-2110

(2) 関係行政機関

広島県国民健康保険団体連合会 電話番号：(082) 554-0783
呉市介護保険課 電話番号：(0823) 25-2626

グループホームかがやき 利用料説明書

利 用 料 区 分		利 用 料 等(1 割負担の場合)		備 考
保 険 給 付 サ ー ビ ス 費 用	要介護度及び加算項目	1 日 当 た り	1 月 当 た り	入所日よりの日割り計算になります。
	要支援 2	7 6 1 円	2 2,8 3 0 円	外泊・入院で全く不在の日は必要ありません。
	要介護 1	7 6 5 円	2 2,9 5 0 円	以下の加算項目も同様です。
	要介護 2	8 0 1 円	2 4,0 3 0 円	ただし入所継続の状態で入院し3ヶ月以内に退院が見込まれる場合、円滑な再入居を支援する取り組みに対して、
	要介護 3	8 2 4 円	2 4,7 2 0 円	1 月に 6 日(月を跨いだ場合最大 12 日)を限度とし「入院時費用」が必要です。
	要介護 4	8 4 1 円	2 5,2 3 0 円	※保険給付サービス費用の金額は、
	要介護 5	8 5 9 円	2 5,7 7 0 円	1 割負担の場合を表記しています。
	入院時費用 (入院期間中の体制：対応可)	2 4 6 円	1,4 7 6 円 (6 日の場合)	
	初期加算	3 0 円	9 0 0 円	入所日より 30 日間のみです。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 円	6 6 0 円	全利用者です。
	医療連携体制加算(Ⅰイ)	5 7 円	1,7 1 0 円	要支援 2 の方は必要ありません。
	協力医療機関連携加算		1 0 0 円	全利用者です。
	退居時情報提供加算		2 5 0 円(1 回のみ)	退居先が医療機関の場合のみです。
	退居時相談援助加算		4 4 0 円(1 回のみ)	退居先が自宅・地域の場合のみです。
若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 円	3,6 0 0 円	若年性認知症の方のみです。	
介護職員等处遇改善加算 (Ⅲ)	保険給付サービス費用に、介護保険法で定めるサービス別加算率(15.5%)を乗算したもの。			
生 活 必 要 費 用	居室の提供 (家賃)	2,3 0 0 円	6 9,0 0 0 円	荷物の搬入から搬出までの期間、日割り計算となります。外泊・入院で不在の日も必要です。
	食材料費	1,6 0 0 円	4 8,0 0 0 円	入所日よりの日割り計算となります。外泊・入院で不在の日は必要ありません。 一食でも提供すれば一日分料金をいただきます
	光熱水費	7 0 0 円	2 1,0 0 0 円	入所日よりの日割り計算となります。 外泊・入院で不在の日は必要ありません。
その他の費用		医療費は別途実費負担となります。 理美容代・おむつ代・嗜好品購入・ドライクリーニング等利用等の個別サービスの利用、また特別行事の参加費や製作活動の材料費等は実費負担となります。		
		理 容	1,5 0 0 円	1 回当たりの料金です。各 1 回/月,事業所内出張理美容師が行います(希望者のみ)
		美 容	2,0 0 0 円	
		おむつ類	・持ち込み可 ・呉市が発行する紙おむつ購入助成券が使用できます。 ・その他、相談に応じます。	
		家族宿泊時貸出し用寝具	1,0 0 0 円	1 組 1 日につき
その他この内訳にない事柄に関しては、職員までお申し出下さい。				

- ・ 今後、介護保険改正等に伴う変更の可能性があります。
- ・ 保険給付サービス費用は、介護保険負担割合証において 2 割負担の場合は 2 倍、3 割負担の場合は 3 倍となります。
- ・ 1 月当たりは 30 日として計算しています。
- ・ 支払は毎月 12 日に 2 階会計事務所で前月分をお支払いいただきます。
(受付時間・曜日あり。要確認)

令和 7 年 1 月 1 日